＜ 共済団事業の全体像（令和８年度） ＞

責任準備金等(普通責任準備金、異常危険準備金、支払備金)の法令上義務付けられたもののほか、共済団の剰余金の内部留保は一切なく、掛金はすべて公益目的事業に投入されて契約者と業界のために使用される。特に保険事業で生じる剰余金については、令和4年4月から導入した契約者割戻金制度により全額契約者に還元されている。

■公益目的事業１　（保険事業、労働安全衛生推進事業）

１．保険事業

・保険事業　財源：令和3年10月から掛金の８２％

(1) 事務委託費として協会に支払う手数料　（令和8年度予算 3億3,550万円）
(ｲ) 取扱手数料は、保険料の8%（掛金の6.56%）を支払う
(ﾛ) 更新手数料は、1件3,000円を支払う。

(2) 令和3年10月1日から無事故割引率の改定を行った。
(改定前完工高規模に応じ6区分(12%～72%) → 12区分(12%～70%)とする。)ただし、更新時以前1年間に保険金の支払いがなく完成工事高区分が上昇しない場合は、現行通りとする5年間の経過措置を講じているが、令和8年10月1日から全面的に新表が適用される。

（旧表）

完成工事高区分	ランク３
100 億円　以上	72 %
50 億円　以上　100 億円　未満	60 %
10 億円　以上　50 億円　未満	48 %
5 億円　以上　10 億円　未満	36 %
2 億円　以上　5 億円　未満	24 %
2 億円　未満	12 %

（新表）

完成工事高区分	ランク３
500 億円　以上	70 %
250 億円　以上　500 億円　未満	68 %
100 億円　以上　250 億円　未満	66 %
80 億円　以上　100 億円　未満	58 %
65 億円　以上　80 億円　未満	56 %
50 億円　以上　65 億円　未満	54 %
35 億円　以上　50 億円　未満	46 %
20 億円　以上　35 億円　未満	44 %
10 億円　以上　20 億円　未満	42 %
5 億円　以上　10 億円　未満	34 %
2 億円　以上　5 億円　未満	22 %
2 億円　未満	12 %

(3) 令和3年10月1日から 1,000万円～4,000万円の保険金区分に 5,000万円を新設（21年ぶり）
さらに令和8年4月から 6,000万円、7,000万円を新設した。

区分	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
保険金の種類　（被災者補償）	(3,500万円)	(3,000万円)	(2,500万円)	(2,000万円)	(1,500万円)	(1,000万円)	(500万円)
（諸費用補償）	(3,500万円)	(3,000万円)	(2,500万円)	(2,000万円)	(1,500万円)	(1,000万円)	(500万円)
死亡保険金	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
障害保険金　1～3級	(3,500万円)	(3,000万円)	(2,500万円)	(2,000万円)	(1,500万円)	(1,000万円)	(500万円)
傷病保険金　1～3級	(3,500万円)	(3,000万円)	(2,500万円)	(2,000万円)	(1,500万円)	(1,000万円)	(500万円)
障害保険金　4～5級	5,600万円	4,800万円	4,000万円	3,200万円	2,400万円	1,600万円	800万円
	(2,800万円)	(2,400万円)	(2,000万円)	(1,600万円)	(1,200万円)	(800万円)	(400万円)
	(2,800万円)	(2,400万円)	(2,000万円)	(1,600万円)	(1,200万円)	(800万円)	(400万円)
障害保険金　6～7級	4,200万円	3,600万円	3,000万円	2,400万円	1,800万円	1,200万円	600万円
	(2,100万円)	(1,800万円)	(1,500万円)	(1,200万円)	(900万円)	(600万円)	(300万円)
	(2,100万円)	(1,800万円)	(1,500万円)	(1,200万円)	(900万円)	(600万円)	(300万円)

(4) 令和4年度から契約者割戻金制度を導入したことにより、令和2年度以降に生じた剰余金は、直近年度の3年平均とした金額を割戻し、掛金の負担を軽減する。
(第4回の支払：R8年9月末 割戻率30.88%)

(5) 平成27年度に開始した**「建設共済保険制度の広報活動事業」**は1協会270万円
①当団の企画に応じた動画を制作する場合は30万円まで増額（令和8年から）
②広報活動の重点地域に位置付けて北海道、兵庫、福岡の3協会は当面 320万円を上限
③首都圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）と愛知、大阪の6協会は当面 450万円を上限
④加入促進の重点地区に指定する栃木、石川、岐阜、長崎の4協会は当面 300万円を上限
⑤全国建設業協会は当面 600万円を上限
なお、各協会の令和4年12月末日の加入数を基準として、10%増毎に25万円増額し、100万円を上限として翌年の広報活動費に上積みする。
（注1）平成29年度から最優秀賞、優秀賞、奨励賞を表彰
（注2）令和7年度から「担い手確保・育成情報発信活動」に支援枠を20万円追加

２．労働安全衛生推進事業

★財源：令和3年10月から、掛金の８％＋積立資産
（R7年度末　3,700万円）

(1) 安全用品等の頒布　（令和8年度予算 2億4,800万円）
年間掛金に応じて、一契約者あたりの安全用品等の頒布額の基準を 9区分（年間掛金 5万円未満（1,500円相当）　～ 500万円以上（20万円相当））に設定している。
※掛金20万円以上（1.5万円相当）の契約者はカタログから選択できる。

(2) 女性の就労環境向上のための助成　（令和8年度予算 480万円）
契約者に対して、建設工事現場における女性専用トイレと専用更衣室の導入費用をそれぞれ10万円を上限として助成する。

(3) 現場の安全衛生水準の向上に寄与した者への表彰　（令和8年度予算 650万円）
労働安全衛生水準の向上に積極的に取り組むなど、無事故現場で安全指導の模範と認められる方を契約者の申請に基づき契約者と連名で表彰（副賞1万円相当）し、「安全の守り手」としてホームページに氏名を掲載する。

(4) 現場の安全衛生水準を向上させるための教育訓練施設等の新設、改修に対する助成
（令和8年度予算 7,700万円）
建設関係団体が所有する地域に開かれた教育訓練施設を新設又は改修する場合のほか、廃校を教育訓練施設として改修又は整備する場合に助成する。令和4年度から特別助成と同様に要件を改め、令和7年度から特別助成と同様に特例要件を廃止とする改定を行った。

(5) 労働安全衛生に関する講習会の開催　（令和8年度予算 300万円）
契約者に雇用される労働者等を対象に労働安全衛生に関する講習会を建設業　関係団体（全建）と共催し、労災事故防止と職場環境の改善の意識を高める。

■公益目的事業２　（育英奨学事業、一般助成事業）

・育英奨学事業 ＋ 一般助成事業　財源：令和3年10月から、掛金の１０％＋積立資産(R7年度末　2,400万円)

１．育英奨学事業（令和8年度予算 4,400万円）

建設共済保険により保険金が支払われた死亡、障害及び傷病1～3級に該当する被災者の子弟が対象。
（月額：要保育児 12,000円、小学生 16,000円、中学生 21,000円、高校生 21,000円、大学生 39,000円、返済不要）

２．一般助成事業（令和8年度予算 4億1,200万円）　（ 協会等 ）

＜ 協会対象 ＞

(1) 都道府県単位で掛金収納額もしくは、会員加入率のいずれか有利な区分により、一般助成金（上限額）を交付する。（30万円～1,500万円の19ﾗﾝｸ）
（注）令和8年6月支払い分より、以下の改定を行った。
① 会員加入率を助成基準として一般助成金が支払われている会員加入率80%以上の協会（前年12月末日現在の協会会員の保険金区分の平均額が全国平均を下回る場合を除く）にあっては、会員加入率が80%を5%単位で上回る毎に当面の間100万円ずつ加算して支払う。［ 対象支部：3協会 ］
② 毎年1月～12月の掛金収納額（内訳はおよそ会員2：1会員外）の会員の占める割合が、当年の全国平均を下回る協会において、一般助成金額と標準額(※1)との合計の1/2を調整一般助成金(※2)とし、一般助成金額を超えない範囲で支払う。なお、地域を統轄する地区協会等の組織が協会の団体会員（正会員）となっている場合には、当該組織の掛金収納額を会員の掛金収納額に加えて標準額を算定する。［ 対象支部：2協会 ］
※1 標準額は「(会員の掛金収納額＋当該組織の掛金収納額) × 10% × 1.5倍 」により算出し1万円以下は切り上げる
※2 調整一般助成金は令和7年度から令和9年度までの当面の間10万円以下は切り上げる

(2) さらに、一般助成金の上記(1)の追加上限枠を設定
(ｲ) 会員加入率80%以上の協会に250万円（新たに加算を受ける協会は、令和元年12月末の会員加入者数を上回る場合に限る。また、加算を受ける協会で令和元年12月末の会員加入者数及び会員掛金収納額を基準が共に10%下回る毎に50万円を減額する。　［ 対象協会：8協会 ］
(ﾛ) 会員加入率が10%上昇する都度、協会に150万円(令和4年度から、平成26年12月末日以降各年とも会員加入率30%を下回る協会のみを対象)
※平成26年12月末日を基準とする。ただし、(ﾛ)の加算までの間に(ﾊ)の加算がある時は、当該金額を控除する。［ 対象協会：1協会 ］
(ﾊ) 平成26年12月末日を基準として、各年とも会員加入率を30%下回る協会の会員加入率が5%以上プラスとなる毎（(ﾛ)の加算がある場合は(ﾛ)の加算を実施した上で更に5%の増加がある場合）、協会に50万円　［ 対象協会：1協会 ］
(ﾆ) 令和4年10月に全面改定した加入促進戦略に呼応して、令和5年度から令和8年度までの当面の間、当年の12月末日現在の当該協会の会員加入数が令和4年12月末日現在の会員加入数を上回り、かつ、当該協会の会員の新規契約数（R4.10.1以降の当該協会の会員の新規数）に当該協会の会員の保険金区分の増加実増数（R4.10.1以降の当該協会の会員の保険金区分増減件数から同減額件数を差し引いた 数）を加えた数を令和4年12月末日現在の当該協会の会員数で除して得た当年12月末日の数値（A）が10%に達した場合に50万円、
さらに10%達する毎に50万円を一時金として支払う。　［ 対象協会 ： 7協会 ］

【 上記算式 】（令和4年10月1日以降）
（　新規契約数(会員)　＋　(保険金区分増額件数(会員)−保険金区分減額件数(会員)　）　／ R4年12月末の会員数　x　100　＝　A

(3) 別枠で、i-construction推進の研修会や働き方改革推進のための研修会等の開催、担い手確保・育成情報発信活動にそれぞれ10万円を限度に助成する。

＜ 支部対象 ＞

(1) 協会傘下の支部単位で会員加入率90%以上の支部に対する助成基準を次のとおり会員数に応じた額とした。
① 会員数30以上の場合50万円、会員数30未満の場合40万円
② 会員数10以上30未満の支部で会員加入率が100%の場合は10万円加算
［ 対象支部：123支部 ］
(注1) 令和8年6月支払分より、当該支部の手数料対象額(当年1月～12月までの掛金収納額の10%)が当該支部の一般助成金(40～50万円)を下回る支部については、一般助成金を5万円削減して支払う改定を行った。
(注2) 特別助成を受ける支部が新たに一般助成を受ける場合は、特別助成を受けた年度の翌年度に要件を満たす場合に一般助成金を支払う改定を行った。

(2) 協会の会員加入率が40%に満たない協会傘下の支部を対象に、令和4年12月末日を基準に当年12月末日現在の当該支部の会員加入率が15%以上増加し、かつ、会員加入数が令和4年12月末日の会員数の2分の1を下限として当該支部の会員加入率が50%以上となった場合には1支部につき30万円
令和8年6月支払分より実質的に支部のない協会（愛知、広島）にあっては政令指定都市に所在する会員の総数を一支部の会員数とみなして上記の対象に加えるとともに、支部の会員加入率が40%未満で会員数が概ね50社以上の支部についても上記の基準を満たす場合には1支部につき30万円

§ 建協応援賛助金 §

令和8年度から一般助成事業の趣旨に賛同して建協を応援する一口30万円の賛助金を拠出する企業については、半額は所属する建協の一般助成金に上乗せでき、建協応援企業として当団のホームページに企業名を掲載できる。

■相互扶助等事業（特別助成事業）

・財源：資産の運用益　＜ 特定資産残高(R7年度末)　163億9,800万円 ＞

・特別助成事業（令和8年度予算 1億800万円）　（ 協会等 ）

(1) 令和4年度から要件を見直し、会員加入率75%、65%、50%以上の協会の建設会館等の新設（2/3助成、最大5,000万円、4,500万円、4,000万円）、改修（1/2助成、最大3,000万円、2,700万円、2,400万円）の助成を行う。
ただし、会員加入率が50%以上かつ会長、副会長、支部長会社100%で、協会全役員会社80%以上である場合は75%以上と同等とみなす。なお、R8年度から申請時の会員加入率70%以上、かつ申請時の会員加入数がR4年12月末日の会員加入数を上回っていることを条件に、前回申請からの経過年数を5年から8年に改めた。
※上記ただし書きの特例については、所期の役割を果たしたため特例要件を令和7年度から廃止し、計画中の事業は経過措置で救済する改定を行った。

(2) 会員加入率90%・80%以上の支部の建設会館等の新設（2/3助成、最大2,000万円、 1,600万円）、改修（1/2助成、最大1,200万円、1,000万円）の助成を行う。

(3) R4年12月末日（基準日）の会員加入率が30%未満の協会本部を対象に、上記（1）のただし書きの特例に準じて会員加入率が40%・30%以上、会長、副会長、支部長の加入が90%・80%以上、協会全役員の加入率が70%・60%以上の3条件を満たす場合、新設（2/3助成、最大3,600万円、3,200万円）、改修（1/2助成、最大2,200万円、2,000万円）の助成を行う。

(4) R4年12月末日（基準日）の会員加入率が30%未満の協会傘下の支部を対象に、会員加入率を10%以上高めて会員加入率50%以上に達している場合、その会員加入率70%・60%・50%以上の3ランクに応じて、新設（2/3助成、最大1,500万円、1,400万円、1,300万円）、改修（1/2助成、最大900万円、800万円、700万円）の助成を行う。

助成対象		会員加入率の基準	最大助成金額	前回からの経過年数
新設	協会	75%以上	5,000万円	8年
2/3助成		65%以上75%未満	4,500万円	★申請時の会員加入率が70%以上で、令和4年12月末日の会員加入数を上回っている場合 … 5年
		50%以上65%未満	4,000万円	
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、40%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の90%かつ協会全役員（注）の所属する会社の70%以上	3,600万円	
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、30%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の80%かつ協会全役員（注）の所属する会社の60%以上	3,200万円	
	支部	90%以上	2,000万円	8年
		80%以上90%未満	1,600万円	
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会傘下の支部(愛知にあっては地区協会を支部相当とみなす)において、会員加入率が基準日の会員加入率を10%以上高め50%以上に達している場合、次のとおりとする。		
		70%以上80%未満	1,500万円	
		60%以上70%未満	1,400万円	
		50%以上60%未満	1,300万円	
改修	協会	75%以上	3,000万円	8年
1/2助成		65%以上75%未満	2,700万円	★申請時の会員加入率が70%以上で、令和4年12月末日の会員加入数を上回っている場合 … 5年
		50%以上65%未満	2,400万円	
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、40%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の90%かつ協会全役員（注）の所属する会社の70%以上	2,200万円	
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、30%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の80%かつ協会全役員（注）の所属する会社の60%以上	2,000万円	
	支部	90%以上	1,200万円	8年
		80%以上90%未満	1,000万円	
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会傘下の支部(愛知にあっては地区協会を支部相当とみなす)において、会員加入率が基準日の会員加入率を10%以上高め50%以上に達している場合、次のとおりとする。		
		70%以上80%未満	900万円	
		60%以上70%未満	800万円	
		50%以上60%未満	700万円	

■法人管理（令和8年度予算　8,390万円）　（ 協会等 ）

・財源：資産の運用益＜ 特定資産残高(R7年度末)　159億3,900万円 ＞

(1)都道府県建設業協会に支払う賛助会費が実質80～120万円の3区分だったのを改め、平成30年度から最高額 （120万円）に一律合わせた。また、全建には2,000万円、建産連には500万円の賛助会費を支払う。
(2)共済事業（労働安全衛生推進事業、育英奨学事業、一般助成事業）の安定した事業運営を可能とするための備えとして、共済事業運営積立金引当資産9.2億円を平成27年度から計上している。
(3)「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」による富士教育訓練センターの改修事業の趣旨に賛同し、「担い手育成基盤整備基金」に対して2億円拠出することとし、平成27年度から平成30年度の4年間で当初計画通り2億円の出捐を行った。